

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令について（育児休業給付関係）

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定。以下「方針」という。）において、「育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）において延長可否を判断することを明確化する方向で検討」することとされたことを踏まえ、育児休業給付金の支給期間の延長に係る要件及び手続きを見直すこととし、「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令」（令和 6 年厚生労働省令第 47 号）が本日公布されたところである。その主たる内容は下記のとおりであるので、その趣旨を十分理解の上、その実施に万全を期されたい。

なお、施行に伴う事務手続等の詳細な取扱いについては、追って通知する。

記

第 1 改正の趣旨

方針を踏まえ、育児休業給付金の支給期間の延長に係る要件及び手続きを見直すこととし、公共職業安定所において、申請者が速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望していることを確認することを明確にするため、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「則」という。）について所要の改正を行うもの。

第2 改正の概要

育児休業給付金の支給期間の延長の対象となる、子が1歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合のうち、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間（※）について、当面その実施が行われない場合」について、公共職業安定所長が、速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると認めた場合に限ることとすること（則第101条の25第1号関係）。

※ 「パパママ育休プラス」が適用される場合（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の7第8項の規定により読み替えて適用される同条第1項）にあっては、休業終了予定日後の期間とし、子が1歳6か月に達した日後の期間について休業することが必要と認められる場合（則第101条の26）にあっては子が1歳6か月に達する日後の期間とすること。

注） 具体的には、以下の場合には、速やかな職場復帰を図るために保育の利用を希望しているものと認められないこととする方針であること。

- ・ 利用の申込みを行った保育所等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地の施設のみであること。
- ・ 市区町村に対する保育の利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っていること。

第3 施行期日

本改正は、令和7年4月1日から施行すること。

改正後の規定は、施行日以後に育児休業に係る子が1歳に達する場合（ただし、「パパママ育休プラス」により育児休業が子が1歳2か月に達する日までの範囲で延長されている場合は、施行日以後に当該育児休業の終了予定日とされた日に達する場合）又は1歳6か月に達する場合に適用すること。